

児童手当での（保育料・給食費等）納付について

こども支援課

児童手当は、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、保護者からの申出により未納となっている保育園の保育料や給食費、学童保育料や延長保育料等の納付に充てることができます。

保育園の保育料や給食費等が未納となった場合、児童手当での納付に同意される保護者の方は「児童手当に係る保育料・給食費等の徴収に関する申出書」をご記入いただき、こども支援課へ提出してください。

※児童手当の額は、お子様の人数や保護者様の所得金額により変更になる場合があります。

※兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

また、児童手当法第22条第2項の規定では、事前にお知らせすることにより、申し出がなくても児童手当を特別徴収により保育料に充てることが認められています。

特別徴収をおこなう場合には、別途お知らせいたします。

お問い合わせ

三芳町役場こども支援課

電話049-258-0019 内線（253）

三芳町長 宛

令和 年 月 日

児童手当に係る保育料・給食費等の徴収に関する申出書

私は、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、三芳町長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付）の額から、納付期限を過ぎて未納となった以下の徴収費用について該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

徴 収 （ 支 払 ） 費 用
保育所保育料・給食費（公立副食費）・延長保育料（公立）・学童保育室保育料

住 所 三芳町

保護者（児童手当受給者）氏名フリガナ

入所児童だけでなく手当の対象となっている児童全員を記入してください

児童の氏名（フリガナ）	生年月日
	（平成・令和 年 月 日生）
	（平成・令和 年 月 日生）
	（平成・令和 年 月 日生）
	（平成・令和 年 月 日生）
	（平成・令和 年 月 日生）